

<p>1 【主要な経営指標等の推移】(5)</p>	<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>
<p>2 【事業の内容】(6)</p>	<p>新株予約権の行使の条件</p>
<p>3 【関係会社の状況】(7)</p>	<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>
<p>4 【従業員の状況】(8)</p>	<p>代用払込みに関する事項</p>
<p>第2 【事業の状況】</p>	<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>
<p>1 【生産、受注及び販売の状況】(9)</p>	<p>(3) 【ライツプランの内容】(5)</p>
<p>2 【経営上の重要な契約等】(10)</p>	<p>決議年月日</p>
<p>3 【財政状態及び経営成績の分析】(11)</p>	<p>付与対象者</p>
<p>第3 【設備の状況】(12)</p>	<p>新株予約権の数</p>
<p>第4 【提出会社の状況】</p>	<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>
<p>1 【株式等の状況】</p>	<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>
<p>(1) 【株式の総数等】(13)</p>	<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>
<p>① 【株式の総数】</p>	<p>新株予約権の行使期間</p>
<p>種類</p>	<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>
<p>額</p>	<p>新株予約権の行使の条件</p>
<p>発行可能株式総数(株)</p>	<p>取得条項に関する事項</p>
<p>計</p>	<p>信託の設定の状況</p>
<p>計</p>	<p>代用払込みに関する事項</p>
<p>② 【発行済株式】</p>	<p>(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】(16)</p>
<p>種類</p>	<p>年 月 日</p>
<p>第 四半期会計期間末現在発行数(株)</p>	<p>発行済株式総数(株)</p>
<p>第 四半期会計期間末現在発行(年 月 日)</p>	<p>発行済株式総数(株)</p>
<p>第 四半期会計期間末現在発行(年 月 日)</p>	<p>資本金増減額(円)</p>
<p>商品取引業協会名</p>	<p>資本金増減額(円)</p>
<p>内容</p>	<p>資本金増減高(円)</p>
<p>計</p>	<p>資本準備金増減額(円)</p>
<p>計</p>	<p>資本準備金増高(円)</p>
<p>(2) 【新株予約権等の状況】(14)</p>	<p>(5) 【大株主の状況】(17)</p>
<p>種類</p>	<p>氏名又は名称</p>
<p>第 四半期会計期間末現在(年 月 日)</p>	<p>住所</p>
<p>新株予約権の数</p>	<p>住</p>
<p>新株予約権のうち自己新株予約権の数</p>	<p>所有株式数(株)</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>年 月 日現在</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>年 月 日現在</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>年 月 日現在</p>

を記載する場合において、会社法第46条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。

e この様式において、「四半期連結累計期間」とは、同条第7号に規定する四半期連結累計期間をいい、「四半期累計期間」とは、同条第6号に規定する四半期累計期間をいう。

- (2) 会社名
- (3) 提出者が指定法人である場合には、「会社」を「指定法人」に読み替えて記載すること。
- (4) 代表者の役職名
 法第27条の30の5第1項の規定により四半期報告書を提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。
- (5) 縦覧に供する場所
 公衆の縦覧に供する主要な支店、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。

(6) 主要な経営指標等の推移

a 提出者が四半期連結財務諸表を作成していない場合（当該提出会社が特定事業会社（第17条の6第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）であった、当四半期連結累計期間の第2四半期連結累計期間（当該連結会計年度の最初の四半期連結累計期間（以下この様式において「第1四半期連結累計期間」という。）の翌四半期連結累計期間をいう。以下この様式において同じ。）である場合を除く。）には、当四半期連結累計期間及び当四半期連結累計期間、当四半期連結累計期間に對する前年の四半期連結累計期間（以下この様式において「前年同期四半期連結累計期間」という。）及び当四半期連結累計期間に對する前年の四半期連結累計期間（以下この様式において「前年同期四半期連結累計期間」という。）並びに最近連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、(e)、(f)、(g)、(h)及び(9)については、当四半期連結累計期間及び前年同期四半期連結累計期間の末日並びに最近連結会計年度の末日に係るものを記載し、(9)、(10)及び(11)については、当四半期連結累計期間及び前年同期四半期連結累計期間並びに最近連結会計年度に係るものを記載すること。

- (a) 売上高
- (b) 経常利益金額又は経常損失金額
- (c) 四半期純利益金額又は四半期純損失金額
- (d) 当期純利益金額又は当期純損失金額
- (e) 純資産額
- (f) 総資産額
- (g) 1株当たり純資産額（四半期連結財務諸表規則第59条及び連結財務諸表規則第44条の2の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。）
- (h) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第78条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額をいう。）
- (i) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（連結財務諸表規則第65条の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）
- (j) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額（四半期連結財務諸表規則第78条第2項に規定する潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額をいう。）
- (k) 潜在株式調整後1株当たり四半期純損失金額（連結財務諸表規則第65条の2第2項に規定する

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。）

(1) 自己資本比率（四半期連結会計期間に係るものにあつては、四半期連結会計期間に係る純資産額から四半期連結財務諸表規則第57条の規定による新株予約権の金額及び四半期連結財務諸表規則第58条に規定する少数株主持分金額を控除した額を当該四半期連結会計期間に係る総資産額から控除した額）と連結会計年度の金額に係るものにあつては、連結会計年度に係る純資産額から連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定による新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する少数株主持分の金額を控除した額を当該連結会計年度に係る総資産額を除いた割合をいう。）

- (m) 営業活動によるキャッシュ・フロー
- (n) 投資活動によるキャッシュ・フロー
- (o) 財務活動によるキャッシュ・フロー
- (p) 現金及び現金同等物の四半期末残高又は期末残高
- (q) 従業員数

b 提出者が四半期連結財務諸表を作成していない場合（当該提出会社が特定事業会社であつて、当四半期連結累計期間の第2四半期連結累計期間（当該事業年度の最初の四半期連結累計期間（以下この様式において「第1四半期累計期間」という。）の翌四半期連結累計期間をいう。以下この様式において同じ。）である場合を除く。）には、提出会社の当四半期累計期間及び当四半期累計期間、当四半期累計期間に對する前年の四半期累計期間（以下この様式において「前年同期四半期累計期間」という。）及び当四半期累計期間に對する前年の四半期累計期間（以下この様式において「前年同期四半期累計期間」という。）並びに最近事業年度に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、(f)、(g)、(h)、(i)、(j)、(k)及び(9)については、当四半期累計期間及び前年同期四半期累計期間の末日並びに最近事業年度の末日に係るものを記載し、(9)、(10)及び(11)については、当四半期累計期間及び前年同期四半期累計期間並びに最近事業年度に係るものを記載すること。

- (a) 売上高
- (b) 経常利益金額又は経常損失金額
- (c) 四半期純利益金額又は四半期純損失金額
- (d) 当期純利益金額又は当期純損失金額
- (e) 持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失金額（四半期財務諸表等規則第12条の規定により注記しなければならない投資利益又は投資損失の金額をいう。）

- (f) 資金
- (g) 純資産額
- (h) 総資産額
- (i) 1株当たり純資産額（四半期連結財務諸表等規則第52条及び取附表等規則第68条の4の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。）
- (j) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期連結財務諸表等規則第70条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額をいう。）

(k) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額（四半期連結財務諸表等規則第70条第2項に規定す

- (n) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(財務諸表附則第95条の5の3第2項に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう)。
- (o) 1株当たり配当額(会社法第453条の規定に基づき支払われた剰余金の配当(同法第454条第5項に規定する中間配当の金額を含む)をいう)。
- (p) 自己資本比率(四半期計画に定めるものにあつては、四半期計画期間に係る純資産額から四半期財務諸表附則第51条の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該四半期計画期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあつては、事業年度に係る純資産額から財務諸表附則第68条第1項の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合を含む)。
- (q) 営業活動によるキャッシュ・フロー
- (r) 投資活動によるキャッシュ・フロー
- (s) 財務活動によるキャッシュ・フロー
- (t) 現金及び現金同等物の四半期末残高又は期末残高
- (u) 従業員数
- c 提出会社が特定事業会社であつて、当四半期連結会計期間(中間連結財務諸表)を作成していない場合は、第2四半期会計期間(中間連結財務諸表)に準じて記載すること。

(6) 事業の内容

当四半期連結会計期間において、提出会社及び提出会社の親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社(以下この様式において「関係会社」という)において営まれている事業の内容について、重要な変更があつた場合には、その内容を記載すること。

なお、事業の種類別セグメントの区分ごとに、当該事業に携わつている主要な関係会社に異動があつた場合には、その内容を記載すること。

(7) 関係会社の状況

a 当四半期連結会計期間において、提出会社の関係会社(重要性の乏しい関係会社を除く。以下この号において同じ)に異動があつた場合には、その内容を記載すること。

また、新たに提出会社の関係会社となつた会社等(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国に提出されるものを含む)をいう。以下同じ。)については、当該関係会社の名称、住所、資本金又は出資金、主要な事業の内容、議決権に対する提出会社の所有割合及び提出会社と関係会社(例えば、役員、兼任等、資金援助、営業上の取引、設備の買入れ、業務提携等の関係内容を含む)について記載すること。

なお、四半期連結財務諸表を作成していない場合には、当四半期会計期間における提出会社の関係会社の異動の状況について、これに準じて記載すること。

b 住所については、市町村(政令指定都市にあつては区)程度の精度で記載し支えな。また、主要な事業の内容については、事業の種類別セグメントの名称を記載することで支え支えな。関係会社の議決権に対する提出会社の所有割合については、提出会社の他の子会社による間接所有の議決権がある場合には、当該関係会社の議決権の総数に対する提出会社及び当該会社の子会社所有する当該関係会社の議決権の合計の割合を記載すること。また、間接所有の議決権の割合を自己出資として記載すること。

d 自己と内資、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することと同意している者が存在することにより、新たに子会社に併合又は関連会社として判断された会社等がある場合には、これらの者が所有する議決権の割合を併せて記載すること。

e 新たに関係会社となつた会社等が親会社又はその他の関係会社である場合には、提出会社の議決権に対する当該関係会社又はその他の関係会社の所有割合を記載すること。

f 新たに関係会社となつた会社等について、次に掲げる事項を記載すること。

- (a) 特定子会社に該当する関係会社があるときは、その旨
- (b) 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している関係会社があるときは、その旨
- (c) 四半期連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況(負債の総額が資産の総額を上回っている状況をいう。以下この号において同じ)にある関係会社があるときは、その旨及び債務超過の金額
- (d) 当四半期連結財務諸表を作成していない場合において、重要な債務超過の状況にある関係会社があるときは、その旨及び債務超過の金額
- (8) 従業員数
- a 当四半期連結会計期間の末日現在の連結会社における従業員数(就業人員数をいう。以下この様式において同じ)を記載すること。また、提出会社の当四半期会計期間の末日現在の従業員数について、その数を記載すること。

b 連結会社は、提出会社において、臨時従業員が相当数以上ある場合には、当四半期連結会計期間又は当四半期会計期間におけるその平均雇用人員を外資で示すこと。ただし、当該臨時従業員又は当該従業員数の100分以下は、記載を省略することができる。

c 当四半期連結会計期間又は当四半期会計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数に著しい増減があつた場合には、事業の種類別セグメントに関連づけて、その事情及び内容を記載すること。

(9) 生産、受注及び販売の状況

a 当四半期連結会計期間における生産、受注及び販売の実績について、前年同四半期連結会計期間と比較して事業の種類別セグメントに関連付けて記載すること。ただし、業種・業態によりこの販売の状況については、「3 財政状態及び経営成績の分析」の記載を含めて生産、受注及び販売の状況について記載することができる。

b 四半期連結財務諸表を作成していない場合には、当四半期会計期間における生産、受注及び販売の実績について前年同四半期会計期間と比較して事業部門等に関連付けて記載すること。また、前年同四半期会計期間及び当四半期会計期間における輸出高の総額及び総販売実績に対する輸出高の割合並びに輸出高の総額に対する主要な輸出先国又は地域別の輸出の割合を記載すること。ただし、総販売実績に対する輸出高の割合が100分の10未満である場合には、記載を省略することができる。

c 生産動向、主要な原材料価格、主要な製商品の仕入価格、販売価格等に著しい変化があつた場合、季節変動が大きき場合、その他生産、受注及び販売等に関連して特記すべき事項があるときは、事業の種類別セグメントに関連付けてその内容について記載すること。

d 主要な販売先がある場合には、前年同四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間(四半期連結財務諸表を作成していない場合は前年同四半期会計期間及び当四半期会計期間)における相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合を記載すること。ただし、当該割合が100分の10未満の相手先については記載を省略することができる。

(10) 経営上の重要な契約等

a 当四半期連結会計期間(四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間。以下この号において同じ)において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併済会社となる会社又は新設合併済会社となる会

社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の譲受その他の財産（吸収合併存続会社となる会社以外の株式の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定価額並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社（吸収合併存続会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社から発行する有価証券以外の有価証券である場合に、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

b 当四半期連結会計期間において、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、その概要について記載すること。

c 当四半期連結会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の買付又は経営の委任、他個人と事業上の関係全般を共通する契約、技術提携契約その他の経営上の重要な契約を締結した場合又はこれら契約の重要な変更若しくは解約があった場合には、その内容に記載すること。

d 当四半期連結会計期間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要な取引の内容及び株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完了となる会社又は株式移転完全子会社となる会社は株式1株に限り、当該株式交換又は株式移転完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社（以下「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定価額並びに当該株式交換又は株式移転後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社となる会社から発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。

e 当四半期連結会計期間において、吸収分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要な取引の内容及び新設分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸収分割となる会社又は新設分割会社となる会社は株式1株に限り、当該吸収分割承継会社となる会社又は新設設立会社となる会社の株式の譲受その他の財産（吸収分割承継会社となる会社以外の株式の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定価額並びに当該吸収分割又は新設分割の後の吸収分割承継会社となる会社（吸収分割承継会社及び新設設立完全親会社となる会社から発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設分割設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

(10) 財政状態及び経営成績の分析

a この報告書に記載した親会社の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、提出会社の実業者による財政状態及び経営成績に関する分析・傾向内容（次に掲げるもののほか、例えば、経営成績に重要な影響を与えようとする要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(a) 当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計ごとの以下この号において同じ。）における事業の重要項目セグメント及び所在セグメントごとの業績の状況及びキャッシュ・フロー（四半期連結財務諸表規則第2条第13号に規定するキャッシュ・フロー（四半期連結財務諸表を作成していない場合には四半期連結財務諸表規則第3条第8号に規定するキャッシュ・フロー））の状況についての前年同四半期連結会計期間との比較・分析。

(b) 当四半期連結会計期間において、連結会社（四半期連結財務諸表を作成していない場合には提出会社の）事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更があった場合は新たな

事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合におけるその内容、対処方針等。

なお、財務及び事業の方針決定を支える者のあり方に関する基本方針（以下この様式において「基本方針」という。）を定めている会社については、会社法施行規則第127条各号に掲げる事項。

(c) 当四半期連結会計期間における研究開発活動の金額。加えて、研究開発活動の状況（例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等）に重要な変更があった場合には、事業の種類別セグメントに関連付けて記載すること。

b 将来に関する事項に記載する場合には、当該事項は報告書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

(11) 設備の状況

a 主要な設備（連結財務諸表以外の者から賃借しているものを除く。）について、当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間、以下この号において同じ。）において重要な変動があった場合には、提出会社、国内子会社、在外子会社の別、会社名（提出会社の場合は面名を除く。）、事業所名、所在地、設備の種類別セグメント（土地名については、その面積も示す。）、及び従業員数、事業の種類別セグメントに関連付けて記載し、当四半期連結会計期間において主要な設備のうち生産能力に重要な影響を及ぼすような機械装置等の休止があった場合には、その旨を記載すること。

b 前四半期連結会計期末（当四半期連結会計期間が第1四半期連結会計期間である場合には前連結会計年度末、以下この号において同じ。）において計画であつた重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等について、当四半期連結会計期間に重要な変更があつた場合には、事業の種類別セグメントに関連付けて、変更の内容を記載し、当該四半期連結会計期間において完了したものがあつた場合には、その旨及び完了年月を記載すること。

c 当四半期連結会計期間において、新たに重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画が確定した場合には、その内容（例えば、事業所名、所在地、事業の内容、設備の内容、投資予定金額（総額及び取支払額）、資金調達方法（増資資金、社債発行資金、自己資金、借入金等）をいう。）、着手及び完了予定年月、完成後における増加能力等）を、事業の種類別セグメントに関連付けて記載すること。

(12) 株式の総数等

a 「発行可能株式総数」の欄には、当四半期会計期間の末日現在の定款に定められた発行可能株式総数を記載すること。

なお、当四半期会計期間の末日後四半期報告書の提出日までの間に定款に定められた会社が発行する株式の総数が増減（減）後の株式の総数を欄外に記載すること。

た日、期（欄）株式数及び増（減）後の株式の総数を欄外に記載すること。

b 「発行済株式」の「種類」の欄には、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行するときは、株式の種類についてこのことと株式の具体的な内容と欄外に記載すること。

この場合、取得請求権付株式については取得の対価及び請求期間、取得条件付株式については取得の対価及び取得権利、全部取得請求権付株式については取得対価の決定方法及び条件、譲渡制限附株式については会社が譲渡を承認したときと場合の条件、議決権附株式（無議決権株式を除く。以下同じ。）については議決権行使事項及び条件、拒否権附株式については種類株式を構成員とする種類株式の決議を必要とする事項及び条件、種類株主を構成員とする種類株式を構成員とする種類株式の決議を必要とする事項及び条件、種類株主を構成員とする種類株式の決議を必要とする事項及び条件を記載すること。

また、総会において取締役又は監査役を選任する株式については選任する取締役又は監査役の数を合

- が記載されることを防止するための取組み（いわゆる買取防衛策）の一環として、新株予約権を発行している場合には、「ライツプランの内容」の欄に記載すること。なお、(4) 新株予約権等の状況」の記載を重複している場合には、その旨のみを記載することができ。
- b 「ライツプランの内容」には、発行済みの新株予約権について記載することを要し、未発行の場合には記載を要しない。
- (00) 発行済株式総数、資本金等の推移
- a 当四半期会計期間における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減について記載すること。
- b 新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。
- c 合併については、合併の相手先及び合併比率を欄外に記載すること。
- d 新株予約権の行使（旧払戻社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当四半期会計期間中の合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。
- e 準備金若しくは再評価額立金その他の法律で定める準備金を資本金に組み入れた場合又は剰余金の処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。
- f 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。
- g 相互会社にあつては、発行済株式総数に係る記載を省略し、「資本金及び資本準備金」を「基金等の総額」に附号替えて記載し、基金等の概要及び基金償却立金の額を注記すること。なお、基金等は、基金及び保険業法第56条に規定する基金償却立金をいう。
- (01) 大株主の状況
- a 当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合について、当四半期会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。
- b 「所有株式」の欄には、他人（仮役者を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。
- c 「大株主」は、所有株式数の多寡に10名程度について記載し、会社法第171条第67条の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。
- d 「大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。
- e 当四半期会計期間が第1四半期会計期間及び第3四半期会計期間（以下「四半期」という）の翌四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合について、当四半期会計期間において大株主があつた場合には、その旨を注記すること。
- f 会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合（法第27条の30の11第4項の規定により送付したみなされる場合を含む。）であつて、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株数等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときは、実質所有状況を確認して記載すること。
- g なお、記簿内容が大幅に相違している場合であつて実質所有状況の確認ができないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記すること。
- (02) 議決権の状況
- を要し、ある種類の株式の内容として、会社法第229条第1項の規定による種類別株主総会の決議を要しない旨を定めた場合には、欄外にその旨を記載すること。また、無議決権株式又は議決権制限株式であつても、定款の定めにより議決権を有することとなる場合には、その旨及びその内容に欄外に記載することとし、会社が発行する全部の株式の内容について会社法第107条第1項各号に規定する事項を定めた場合には、その具体的な内容を欄外に記載すること。
- c 「発行」の欄には、当四半期会計期間の末日現在及び提出日現在の発行数を記載すること。なお、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）は第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる無議決権若しくは新払戻社債又は同条第3項の規定により新株予約権付社債とみなされる新株引受権証券（以下、04及び05において「旧払戻社債」等）と当該「発行」を発行している場合を含む。）の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該新株予約権の行使（旧払戻社債等の権利行使を含む。）によるもの限り、四半期報告書の提出日直前の月の前月末のものについて記載することができ。ただし、その旨を欄外に記載すること。
- d 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨及び当該財産の内容及び価額を欄外に記載すること。
- e 協同組織金融機関の場合には、普通出資及び優先出資に区分して記載すること（「1 株式等の状況」の「(4) 発行済株式総数、資本金等の状況」から「(6) 議決権の状況」までにおいて同じ）。
- f 相互会社にあつては、記載を要しない（「1 株式等の状況」の「(5) 大株主の状況」から「2 株間の推移」までにおいて同じ）。
- (03) 新株予約権等の状況
- a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、当四半期会計期間の末日現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類及び資本組入額、行使の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、用払込みに関する事項並びに組織再編成に伴う交付に関する事項を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その償還についても記載すること。
- b その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権又は旧払戻社債等に準じて記載すること。
- c 新株予約権等が発行している場合には、当四半期会計期間の末日現在における、新株予約権又は旧払戻社債及び資本組入額又は新株引受権の残高、新株引受権の行使により発行する株式の高、払戻価格及び資本組入額を記載すること。
- d 「用払込みに関する事項」の欄には、金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的として用ひることを記載すること。
- e 「交付及び資本組入額に関する事項」の欄には、当該財産の内容及び価額を記載すること。
- f また、その旨及び当該財産の内容及び価額を記載すること。
- g 「組織再編成に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄には、会社法第236条第1項第8号に規定する事項を記載すること。
- h 会社法第236条第1項各号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる新株予約権を発行した場合には、内容の異なる新株予約権ごとに記載すること。
- (04) ライツプランの内容
- a 「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「3 財政状態及び経営成績の分析」において記載を要する、基本方針に照らして不適切な者によつて当該会社及び事業の方針の決定

- が記載されることを防止するための取組み（いわゆる買取防衛策）の一環として、新株予約権を発行している場合には、「ライツプランの内容」の欄に記載すること。なお、(4) 新株予約権等の状況」の記載を重複している場合には、その旨のみを記載することができ。
- b 「ライツプランの内容」には、発行済みの新株予約権について記載することを要し、未発行の場合には記載を要しない。
- (00) 発行済株式総数、資本金等の推移
- a 当四半期会計期間における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減について記載すること。
- b 新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。
- c 合併については、合併の相手先及び合併比率を欄外に記載すること。
- d 新株予約権の行使（旧払戻社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当四半期会計期間中の合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。
- e 準備金若しくは再評価額立金その他の法律で定める準備金を資本金に組み入れた場合又は剰余金の処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。
- f 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。
- g 相互会社にあつては、発行済株式総数に係る記載を省略し、「資本金及び資本準備金」を「基金等の総額」に附号替えて記載し、基金等の概要及び基金償却立金の額を注記すること。なお、基金等は、基金及び保険業法第56条に規定する基金償却立金をいう。
- (01) 大株主の状況
- a 当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合について、当四半期会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。
- b 「所有株式」の欄には、他人（仮役者を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。
- c 「大株主」は、所有株式数の多寡に10名程度について記載し、会社法第171条第67条の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。
- d 「大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。
- e 当四半期会計期間が第1四半期会計期間及び第3四半期会計期間（以下「四半期」という）の翌四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合について、当四半期会計期間において大株主があつた場合には、その旨を注記すること。
- f 会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合（法第27条の30の11第4項の規定により送付したみなされる場合を含む。）であつて、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株数等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときは、実質所有状況を確認して記載すること。
- g なお、記簿内容が大幅に相違している場合であつて実質所有状況の確認ができないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記すること。
- (02) 議決権の状況

- a 当四半期会計期間の末日現在の「議決権の状況」について記載すること。
- b 「無議決権株式」の欄には、無議決権株式（単元未満株式を除く。d及び内容）の総数を記載すること。
- c 「議決権制限株式（自己株式等）」の欄には、議決権制限株式（単元未満株式を除く。d及び内容）において同じ。のう。うち、自己保有株式及び相互保有株式について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。
- d 「議決権制限株式（その他）」の欄には、cに該当する議決権制限株式以外の議決権制限株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。
- e 「完全議決権株式（自己株式等）」の欄には、完全議決権株式のうち、自己保有株式及び相互保有株式について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。
- f 「完全議決権株式（その他）」の欄には、eに該当する完全議決権株式以外の完全議決権株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。
- g 「単元未満株式」の欄には、単元未満株式の総数を種類ごとに記載すること。
- h 「他人名義」の欄には、他人（仮取入を含む。）名義で所有している株式数を記載するとともに、欄外に他人名義で所有している理由並びにその名義人の氏名又は名称及び住所を記載すること。
- なお、株主名簿において所有者となっていない場合であっても実質的に所有していない株式については、その旨及びその株式数を欄外に記載すること。
- (四) 株価の推移
- a 株式が金融商品取引所に上場されている場合には、主要な1金融商品取引所の市場相場を記載し、当該金融商品取引所名を注記すること。
- b 株式が店頭売買有価証券として認許金融商品取引業協会に登録されている場合には、当該認可金融商品取引業協会の発表する相場を記載するとともに、その旨を注記すること。
- c その他の銘柄で取引相場がある場合には、当該取引相場を記載し、その旨を注記すること。
- (五) 役員
- a 前事業年度の有価証券報告書の提出日後この報告書の提出日まで役員に異動があつた場合に記載すること。
- b 新任役員については、その役職名、氏名、生年月日、主要略歴（例えば、入社年月、役員就任直前の役職名、役員就任年月、他の主要な会社の代表取締役に就任している場合の当該役職名、中途入社の場合における前職、任期及び所有株式数を記載すること（所有株式数は、他人（仮取入を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること）、また、他の役員と二重兼任の関係がある場合には、その内容を記載すること。
- c 役員と相互兼任の場合にあつては、その旨を記載しない。
- d 退任役員については、その役職名、氏名及び退任年月日を記載すること。
- e 役員が役職の異動については、当該役員、氏名、新旧職名及び異動年月日を記載すること。
- f 会社が、会社法第108条第1項第9号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合に、当該種類の株主によつて選任された役員がいる場合はその旨を注記すること。
- (六) 経理の状況
- a 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令又は準則の定めるところにより若しこれに準じて四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表（以下この号において「四半期連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。
- b 四半期連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及び作成していない理由を記載すること。

- c 提出会社が特定事業会社であつて、(四)により中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下この号において「中間連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。
- d 四半期連結財務諸表等及び中間連結財務諸表等については監査法人の監査証明を受けたものである場合など、その旨及び公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。
- なお、当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間）において、公認会計士又は監査法人が交代した場合などは、その旨を記載すること。
- (四) 四半期連結損益計算書
- a 四半期連結損益計算書対照表については、当四半期連結会計期間に係るものを記載すること。なお、(四)の規定により、前連結会計年度に係る要約連結貸借対照表（有価証券報告書に記載された連結貸借対照表を四半期連結貸借対照表の表示科目に準じて要約したものと、以下この様式において同じ。）を掲げる場合には、当四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表の右側に配列して記載すること。
- b 四半期連結損益計算書については、前年同四半期連結累計期間に係るものを左側に、当四半期連結累計期間に係るものを右側に配列して記載すること。なお、当四半期連結累計期間に係るもの（前年同四半期連結累計期間に係るもの）及び(四)の規定により、前連結会計年度に係る要約連結貸借対照表（有価証券報告書に記載された連結貸借対照表を四半期連結貸借対照表の表示科目に準じて要約したものと）を左側に、当四半期連結会計期間に係るものを右側に配列して記載すること。
- c 四半期連結キャッシュ・フロー計算書については、前年同四半期連結累計期間に係るものを左側に、当四半期連結累計期間に係るものを右側に配列して記載すること。
- d 適正な金額の計上を行うとともに、四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注目を会社の真意に即して適正に記載すること。
- e 四半期連結財務諸表に対する四半期レビュー報告書は、四半期連結財務諸表に添付すること。なお、四半期連結財務諸表のうち、従前において法第17項又は第24条の4の7第1項若しくは同条第2項の規定により提出された有価証券届出書又は四半期報告書に含まれた四半期連結財務諸表と同一の内容のものであつて新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該四半期連結財務諸表に対する四半期レビュー報告書によるものとする。
- (四) 四半期連結貸借対照表
- a 当四半期連結貸借対照表に係る四半期連結貸借対照表を掲げること。なお、この場合には、前連結会計年度に係る要約連結貸借対照表を併せて掲げて比較すること。
- b 大目目について、その構成比を示すこと。
- (四) 四半期連結損益計算書
- a 当四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書と前年同四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書とを掲げること。
- b 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書と前年同四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書とを掲げること。
- ただし、当四半期会計期間が第1四半期会計期間である場合又は提出会社が特定事業会社であつたとき、当四半期会計期間が第3四半期連結会計期間である場合には、記載を要しない。
- c a、bいずれも大目目について、売上高を100とした百分比を示すこと。
- (四) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書
- a 四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書と前年同四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げること。
- (四) その他

半期報告書が四半期報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を併せて記載すること。

c 「② 臨時報告書」については、その提出理由について、第19条第2項各号若しくは第3項又は第9条の2のうちいずれの規定に基づいて提出したのものを併せて記載すること。

d 「③ 訂正報告書」については、当該訂正報告書が、有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを併せて記載すること。

(5) 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項

a 提出開示会社の発行している公認第三者保証の対象となつているものがあり、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者でない場合に記載すること。

b 当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在地を記載し、本四半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度（以下この号において「直近事業年度」という。）に關する当該保証会社の業績の概要について、第三号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

なお、連結キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

ただし、当該保証会社の直近事業年度が3月を超えたる場合であつて、おおよわ、直近事業年度が開始した日から次の(a)から(c)までに掲げる日までの期間を経過した後には本四半期報告書が提出される場合には、それぞれ(a)から(c)までに定める期間の当該保証会社の業績の概要について、本様式「第一部 企業情報」に準じて記載すること。

(a) 直近事業年度が開始した日から3月を経過した日以後令第4条の2の10第3項に規定する期間（b)及び(c)において「提出期間」という。）を経過した日 当該事業年度が開始した日以後3月間

(b) 直近事業年度が開始した日から6月を経過した日以後提出期間を経過した日 直近事業年度が開始した日から3月を経過した日以後3月間

(c) 直近事業年度が開始した日から9月を経過した日以後提出期間を経過した日 直近事業年度が開始した日から6月を経過した日以後3月間

なお、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

(6) 保証会社以外の会社の情報

提出開示会社以外の有価証券に關し、運動子会社（第19条第3項に規定する運動子会社をいう。）その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社の企業情報について記載すること。

a 「1 当該会社の情報の開示を必須とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行額又は発行金額の総額、上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会などを記載すること。

b 「2 継続開示会社たる当該会社に関する事項」及び「3 継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項」については、第二号様式「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」及び「3 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項」に準じて記載すること。

c 運動子会社については、当四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び前年同四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書又は当四半期会計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書及び前年同四半期会計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書掲げること。ただし、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び四半期キャッシュ

又は四半期キャッシュ・フローの状況に記載すること。

(7) 指数等の情報

提出開示会社の発行している有価証券に關し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に關する情報について記載すること。

a 「1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由」については、理由及び当該指数等の内容を記載すること。

b 「2 当該指数等の推移」については、当該指数等の最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）の年度別最高・最低値及び当四半期累計期間の月別最高・最低値を記載すること。